

パブリックコメントの回答について

「土地再活用促進奨励金制度の創設について」のパブリックコメント募集手続きについては、令和7年1月9日から令和7年2月10日まで募集し、1名から1件の意見が提出されました。いただいた意見と市の考え方は、以下のとおりです。

いただいた意見の要旨	市の考え方
立地適正化計画を踏まえたネットワーク型コンパクトシティをしっかりと形成して維持させていくためには、地域拠点での遊休地に住宅用土地としての活用を推進し、中心拠点での遊休地には商業施設を誘致するように、土地の再活用を促進していくべきであると考えます。加えて、急速に住宅用土地としての活用へ誘導することで、ミニ開発が増える点や、住宅が既に建設されていることで市道が広がりきらず、道路が急激に狭くなる箇所(事例)がある点においても懸念する。	中心市街地活性化協議会が商業施設の出店を促進している地域、高度利用を進めたい駅北土地区画整理事業地については、本支援制度の対象外とする予定です。市道については、市の土地開発基準を満たす道路に接道又は整備した場合に奨励金を支給することとしており、市道が狭くなるとのご指摘は解消できるものと考えています。